

令和4年筑北村議会第2回会臨時会会議録

令和4年4月27日

令和4年筑北村議会第2回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (4月27日)	
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○村長あいさつ	6
○承認第 1 号の上程、説明	7
○承認第 2 号の上程、説明	7
○議案第41号の上程、説明	8
○議案第42号の上程、説明	8
○議案第43号の上程、説明	8
○承認第 1 号の質疑、討論、採決	9
○承認第 2 号の質疑、討論、採決	9
○議案第41号の質疑、討論、採決	10
○議案第42号の質疑、討論、採決	12
○議案第43号の質疑、討論、採決	13
○議員派遣の件	14
○閉 会	15
○署 名	16

令和4年筑北村告示第46号

令和4年筑北村議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月18日

筑北村長 太田守彦

1. 期 日 令和4年4月27日（水）

2. 場 所 筑北村役場 議 場

3. 付議事項

- ・専決処分の承認を求めることについて
筑北村税条例等の一部を改正する条例について
- ・専決処分の承認を求めることについて
筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ・令和4年度一般会計補正予算第1号について
- ・財産（旧筑北小学校）の無償譲渡について
- ・財産（大沢農産物加工施設）の無償譲渡について

○応招・不応招議員

応招議員（１２名）

１番	一之瀬茂幸君	２番	窪寺務君
３番	小山正博君	４番	玉井玲子君
５番	藤原孝一君	６番	吉池昌昭君
７番	宮下敏彦君	８番	山田直幸君
９番	櫻井新一君	１０番	勝田昇君
１１番	鎌田欣子君	１２番	待井安登君

不応招議員（なし）

令和4年筑北村議会第2回臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年4月27日（水）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 村長あいさつ
日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第41号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第42号 財産（旧筑北小学校）の無償譲渡について
日程第 9 議案第43号 財産（大沢農産物加工施設）の無償譲渡について
日程第10 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	一之瀬 茂 幸 君	2番	窪 寺 務 君
3番	小 山 正 博 君	4番	玉 井 玲 子 君
5番	藤 原 孝 一 君	6番	吉 池 昌 昭 君
7番	宮 下 敏 彦 君	8番	山 田 直 幸 君
9番	櫻 井 新 一 君	10番	勝 田 昇 君
11番	鎌 田 欣 子 君	12番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	欠 席
会 計 管 理 者	山 田 隆 宣 君	企 画 財 政 課 長	久保村 公 雄 君

住 祉 課 民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	高 野 弥 寿 生 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	宮 坂 英 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	細 田 雅 義 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。

これより令和4年筑北村議会第2回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、総務課長より本日欠席の連絡がありましたので報告いたします。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 議事日程により、会議を進めます。

写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（待井安登議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、

11番 鎌田 欣子 議員

1番 一之瀬 茂幸 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（待井安登議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（待井安登議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議案等は議事日程のとおり、受理しております。

また、議長報告及び議員派遣並びに例月出納検査結果については、お手元にお配りした資料のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長あいさつ

○議長（待井安登議員） 日程第4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。令和4年筑北村議会第2回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、ありがとうございます。

また、先般4月16日に開催いたしました旧筑北小学校の跡地利用の住民説明会にもご出席いただき、事業候補者である北アルプスの風学舎からの説明を受け、本日はその議決をお願いする次第でもあります。よろしくお願い申し上げます。

若干、最近における村政の状況等についてお話をさせていただきます。最初に新型コロナウイルス感染症対策に関して、先週、長野県知事と町村長との懇談会がございました。その中で知事よりコロナは波によって戦い方が違う。第6派は重症化は低いものの、感染した場合のスピードが速く、特に子どもなど若い人を中心に感染が広がっている。今まで県内の死亡者は、コロナの死亡者ですが169人だが、第6波の死亡者が72人、その多くは高齢者や基礎疾患のある方となっている。不安になられ、外出等を控えておられる方には、マスクの着用、室内の換気、ソーシャルディスタンスを守っていただき、健康な高齢者ほど散歩など家の外へ出ていただきたい。知事はこうおっしゃられておりました。

続いて、村の人口について申し上げます。筑北村に住民票のある方、いわゆる住民基本台帳ベースの人口は3月末時点で4,230人でございました。人口減少につきましては、4年前がマイナス142人、3年前でマイナス145人、一昨年がマイナス81人、昨年マイナス69人という傾向で、このうち転入と転出の差だけを見ますと、4年前がマイナス79、3年前にはマイナス73、一昨年がマイナス21、そして昨年マイナス21人ということで、減少の幅が縮まってきております。

昨日は区長会が開かれまして、同様のお話をさせていただきましたが、これからも村政運営につきましては、村民の皆様はもとより、議会の皆様、区長会の皆様と共に協議を重ねる中で、村のさらなる活性化に取り組んでまいりたいと思います。

本日はご審議のほどお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 村長あいさつが終わりました。

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 承認第1号 筑北村税条例等の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、令和4年度税制改正により、地方税法等の一部改正が行われ、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り課税標準額の上昇幅を抑制、固定資産税の課税標準の特例措置の見直し、個人住民税の住宅借入金等特例税額控除の見直し、個人住民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の規定の整備など税条例の所要の改正を行ったものです。

地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付けにて専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、議会全員協議会にてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されることにより、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。主な改正というのは、国民健康保険の保険料基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げと国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を引き上げる改正です。

地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付けにて専決処分したもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、議会全員協議会にてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第41号、議案第42号、議案第43号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第7、議案第41号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第1号）、及び日程第8、議案第42号 財産処分、旧筑北小学校の無償譲渡について、日程第9、議案第43号 財産処分、大沢農産物加工施設の無償譲渡についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第41号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,779万4,000円を追加し、予算の総額を45億741万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、14款 国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別給付金事業費補助金702万8,000円を増額、18款 繰入金は、財政調整基金繰入金2,076万6,000円を増額し、計上いたしました。

歳出の主なものは、2款 総務費は、子育て世帯等臨時特別給付金及び旧筑北小学校譲渡に係る補助金返還金で1,270万2,000円を増額、8款 土木費は、スマートインターチェンジ整備にかかる支障木伐採事業費1,509万2,000円を増額し、それぞれ計上いたしました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号 財産（旧筑北小学校）の無償譲渡についてですが、旧筑北小学校の校舎及びその土地等について、長野市鶴賀28番地3、学校法人北アルプスの風学舎に無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、よろしくご審議ください。

続いて、議案第43号 財産（大沢農産物加工施設）の無償譲渡について説明いたします。大沢農産物加工施設の建物部分について、松本市中心2丁目1番15号クリヴィーレ増田1F、株式会社エルドラドに無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、議会全員協議会でご説明申し上げますので、よろしくご審議ください。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、議会全員協議会を行います。

準備がありますので、そのまましばらくお待ちください。
それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前11時10分

◎承認1号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 会議を再開いたします。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村税条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

◎承認2号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第7、議案第41号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6番吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 先ほど全協の中でお聞きしたことについて、もう1回ちょっと、お聞きしますが、住民税非課税世帯415ということの説明されました。415世帯何かちょっと多いような気がするんですけど、非課税の世帯、若い人たちの中でこんなにあるのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時16分

○議長（待井安登議員） 会議を再開いたします。

先ほどの答弁がございます。村長からあります。

村長。

○村長（太田守彦） 質問の子育て世帯等のこちらについては、今年の1月の臨時議会だと思えますけども、ご説明させていただきまして、これには三つございます。

一つは高校生までにつきましては、1人10万円、子育て世帯間違えました。失礼しました。住民税非課税の世帯とそれから収入がコロナによって大幅に減少した世帯ということで、生活困窮という部分で50世帯ほどを見込んでおります。その中で住民税非課税の皆様方からは申請がございまして、まだ若干残っているということと、あと先ほどご説明させていただきましたが困窮世帯につきましては、今年の9月までということで

措置されているということでございます。

その残り分つきまして単年度の繰越事業ではなく、4年度として事業を組み替えるということで、今回提案させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6番議員よろしいですか。

6番吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 世帯数は先ほど説明した415世帯あるということで間違いはないということですか。

○議長（待井安登議員） それでは、答弁を細田局長の方から答弁いたします。

○議会事務局長（細田雅義） それでは事務局長です。私の方から説明の方をさせていただきます。子育て世帯等ということで、子育て世帯の限らず新型コロナ感染拡大により減収となった住民税非課税世帯もあわせてということで、合わせて415世帯ということでございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） よろしいよろしいですか。

もう一度答弁します。

企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 先ほど全協で説明があった415世帯というのは、平成3年度において交付を受けた世帯です。今回700万計上しているわけですが、まだ申請していない方、非課税世帯だけでなく生活困窮をされている方、世帯ということで申請ですので、これが全て申請されるかどうかはあれですが、70世帯を令和4年度で執行予定であるということでご理解いただければと思います。

○議長（待井安登議員） ただいまの答弁のとおりです。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

たがって、議案第41号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第8、議案第42号 財産処分（筑北小学校）の無償譲渡についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

10番勝田議員。

○10番（勝田 昇議員） 先ほども全協でお話したとおり、ありがたいお話ですが、もう少し細部に渡って明確な返事をいただいてから、私はこれは北アルプスの風学舎さんのものでなくて、これは逆に相手様に対してもこのままで契約をして、のちのち論議を交わすよりもきちんとした状態の中で、契約を交わしていただきたいと思いますので、今回の件に関しては反対をいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 次に賛成者の方の発言を許します。

7番宮下議員

○7番（宮下敏彦議員） 基本的に本契約書についてはほぼ基本的な部分をしっかり網羅されております。ご指摘の部分で、細かな部分も、先ほどの全協でいろいろな皆様から質問等ございまして、まだまだ細部については決まっていない部分もございしますが、ある面では契約してからでないと見込めない部分等もございまして、いろいろな部分についても、やはりこれを全て網羅しますと多分また数ヶ月先になってしまうということと併せて住民からも早く利活用といった部分もございまして、私からはこの今回の議案については、そういったものはありますが、担当の方からもしっかり説明を受けておりますので、私はこの案については賛成です。

○議長（待井安登議員） ほかに討論ございますか。

6番吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 先ほどの譲渡契約の中で、先ほど全協でもご指摘しましたが、前回というか、前にタイケン学園と契約したのが、20年で契約しているのに対して、今回、あれだけの大きなものを無償譲渡するのにについて、10年ということを明記しています。私はタイケン学園のご契約はもう7年も経っています。10年なんてすぐですよ。私は無償譲渡についてのあまりにも村の拙速すぎる対応について、今回は賛成はできません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 次に賛成者の方の発言を許します。

11 番鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 先ほど協議会で、全員協議会で細部に渡りましていろいろなお願いをしました。そういった意味でこの件に関しましては拙速であるという発言も出ておりますけれども、やはり今ここで結論をしていかなくてはいけないことではないかというふうに感じております。

大きな無償譲渡という問題はありますけれども、北アルプスの風学舎様がきていただいたことに感謝しながら、私はぜひ進めていただき、村が発展するように努めていただきたいなというふうに考えておりますので、企画財政課におかれましては、先ほど出されました意見を参考にしながら、再度詰めて契約を進めていただきたいなというふうに思っております。

以上、賛成でお願いいたします。

○議長（待井安登議員） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で討論を終わります。

これより議案第 42 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 挙手多数。

したがって、議案第 42 号 財産処分、旧筑北小学校の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 9、議案第 43 号 財産処分、大沢農産物加工施設の無償譲渡についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 43 号 財産処分 大沢農産物加工施設の無償譲渡については、
原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（待井安登議員） 日程第 6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますのでご了承ください。
い。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（待井安登議員） ここで村長よりあいさつがあります。

太田村長。

○村長（太田守彦） 閉会にあたりまして、議員の皆様には、慎重審議をいただき、承認
2 件、議案 3 件についてお認めいただき、誠にありがとうございました。

さて、春の環境衛生習慣でございます。村では、各常会の皆様に可燃物不燃物の袋を
配布して、ご協力いただくわけでございますが、5 月 29 日に予定しておりましたゴミ
ゼロ運動につきましては、今年度も中止とさせていただきます。ゴールデンウィークを
控えまして、筑北村死亡事故ゼロ 3000 日を目指している中で、連休中に村を訪れてい
ただく皆様には、ぜひ、無事故でお帰り願いたいと思っております。

また、村民の皆様についても、ご旅行など積極的な外出を呼びかける状況にはござい
ませんが、開会の挨拶でも申したとおり、マスクの着用、室内の換気、ソーシャルディ
スタンス、基本的な感染対策をお守りいただくよう重ねてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長挨拶が終わりました。

◎閉会の宣告

○議長（待井安登議員） お諮りします。これで本臨時会は閉会としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

それでは本日の会議を閉じ、令和４年筑北村議会第２回臨時会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後１１時３２分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員